

## 平成 25 年度第 1 回人にやさしい街づくり推進委員会 議事録

会議の名称 平成 25 年度第 1 回人にやさしい街づくり推進委員会  
開催日時 平成 25 年 5 月 29 日（水）午前 10 時から正午まで  
開催場所 愛知県自治センター 4 階 大会議室  
出席者 委員 7 名、事務局 6 名、傍聴人 0 名、記者 1 名、委員随行者 2 名

### (1) 人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則の改正について

（委員）

パブリックコメントの実施結果、件数とか、意見の提出件数、手短に意見でこんなことがあったとか、特筆すべきことがあれば教えてください。

（事務局）

パブリックコメントにつきましては、5 件ございました。その意見の内容ですが、公園とか道路の基準について、努力義務ではなく遵守義務にしてくださいとか、それからエレベーターの鏡の高さは 50 センチの高さにしてほしいとか、自立立体駐車場の高さは福祉車両が利用できる高さ 2.5 メートル以上にしてほしいとか、大型ベッド付き便房の基準を新設してはどうでしょうかというのがありました。人街条例上はそこまでの基準は設定されておりませんので、追加してほしいという要望がありました。他にも今回の条例施行規則の改正とは、少しかけ離れた要望みたいなものは幾つかありましたが、今回の施行規則には反映してはいませんが、御意見をいただいていますので、今後検討していきたいと考えております。

### (2) 人にやさしい街づくりの推進における平成 24 年度の実績について

（委員）

24 年度の取組の中で督促だとか、条例違反の通知を実施していただいて、非常に成果も上がったと、私なりに感じておりますし感謝しております。その中で 3 点、私から要望や質問をさせていただきたいと思います。1 つは資料 3 の人材育成・広報普及の出前講座の部分についてですが、ここでは車いす体験や普及啓発ビデオの鑑賞というのがありますが、この普及啓発ビデオとは、どのようなものでしょうか。せっかくですから、例えば県のホームページからダウンロードできるとか、その講座を受けられた方はビデオを見ることは可能ですが、他の人にもこの普及啓発ビデオがどういうものかと、私も見てみたいし、他の方にも見ていただきたいと思いますので、ホームページからダウンロードできればいいと思いました。

次に不適合建築物についてですが、条例違反ということを建築主に通知されたということで、それについて何か反応というのはありましたか。不適合施設を造られた方は、何故守れなかったのか、何故守ろうとしなかったのか、とういうのは、やはりこういう事業者さんがどういう気持ちで造られたか、私たちも知るべきだと思いますし、更にこの条例を押し付けるのではなくて、相手の気持ちの立場に立って、何故守れなかったのか、知りたいと思います。この資料の中にも良い事例とい

うのがたくさん出てきますが、逆に悪い事例がありません。悪い事例についても、この委員会で検討課題に挙げていただいて、様々な立場から議論して、どう直すのか、何故こういう風になったのかとか、検証する場というのを設けていただきたいと思います。

(事務局)

出前講座におけるビデオですが、こちらはDVDがありますが容量の関係で、ホームページに載せることが難しいため、DVD自体の貸出しで対応したいと思います。出前講座の際に、これを小学校の児童が見ますと、街中で障害者の方が見える時はこのような心遣いをしてあげたいとか、おじいちゃんやおばあちゃんが見えた時は手助けをしてあげようということが、このビデオの中で分かるようになっております。今回、御意見いただいたことで、このビデオを他の方も見るようにしたいと思っております。

次に2つ目の条例違反の不適合事業者への通知でございますが、実際に不適合事業者と電話で話してみますと、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」そのものがどういう条例かを知らない方が多いです。また、東京とか大阪などの他県の設計事務所の中には、人街条例が建築基準法の関係規定でないことも関係あるのかもしれませんが、この存在自体を知らないのも多いのです。ただし、事業者には条例の説明をすると理解していただけるのが大半です。次回からは条例に適合するように届出を提出しますと言われる方が多くいます。あと、小規模な建物につきましては、敷地が狭いものが多く、その中で段差を解消するスロープを付けることは難しいと言われることが多いです。広い敷地ですとスロープを設置しやすいですが、100㎡以下の小規模建築物ですと対応したいがなかなかやれないということもあります。

(委員)

この人街推進委員会で悪い事例の検討会というものができないのかなと思うのですがいかがでしょうか。

(事務局)

悪い事例の検討会については、内部で検討させていただきたいと思います。今日をご用意してませんが、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づく整備計画届出の際の指導、助言に係るガイドライン」という冊子がありまして、そこでは悪い事例を写真等で紹介したりしています。

(委員長)

先ほどのDVDはどちらにありますか。

(事務局)

住宅計画課にあります。貸し出すことは可能です。ちなみに、10分と15分の2バージョンがあります。

(委員長)

是非、活用していただきたいと思います。

(委員)

資料3-1にグラフがあり、この中に届出適合件数と適合証交付件数が出ていますが、これを見ますと適合証の交付率は適合件数が減ってきているので、率としては上がりますが、結局、適合証をもらいたいところは増えていないということです。ずっと傾向的には一時期増えたりしてはいますが大きくは増えてないということは、適合証をもらってどうなんだ、というところにあると思います。愛知県に来ると適合証が付いた建物がいっぱいあるというのが目に入れば、自然とこの県は人街条例をみんなが守ろうとしているのだというようになると思います。でも、それが目に見えない形になっていて、適合証を申請してもらおうというインセンティブが働いていないので、何か適合証をもらった方がいいよというインセンティブを与えるということが必要ではないかと思えます。建物に入って、適合証が付いていない場合、ここ何故付いていないのかという反応が起こるような仕掛けがいるという気がします。

(事務局)

適合証の交付請求については、任意で強制的ではないので、適合証の欲しい方は請求するという事になっています。ただ、先ほどおっしゃられたように適合証を取ったからといってメリットというものあまりなくて、しいて言うならば、住宅計画課のホームページに名前が掲載されるということです。本来はそこにもう少しメリットがあると事業者の方も適合証の請求を出すことになると思います。今後は適合証の交付請求を出してもらおう啓発も行っていく必要があるのかと思っております。

(委員)

それでしたらいっそのこと、適合している建物にはこれを貼ってくださいというような、こちらから働きかけるようなものもいいかと思えます。申請して行政に何かしてもらうことは非常に面倒くさいです。だから、届出者が適合していると言って来ましたら、こちらから貼っていただきますかというくらいのことではないとあまり進まないのかという気がしています。

(事務局)

適合証の請求が出てきますと、県の管轄の場合ですと各管内の建設事務所の職員が検査に行きますが、届出の内容に現場が合っているかどうかを確認し、条例に適合している場合は適合証を交付しますが、中には請求されても現場が適合していない状況の時もありますので、そういう場合は適合証が発行できないという状況もあります。

(委員)

事業者への督促で、各市町村の施設を始め、また民間の施設においても本当に漏れはないでしょうか。そのあたりの区分けというか、どのような状況になっているのかをお聞きしたいということと、もう1つは意見聴取の反映ということで、特定施設を新築等しようとする際には、高齢者・障害者等の意見を聞くよう努めなければならないと規定されていますが、意見聴取を行った時に高齢者団体が参加したとういうことを聞いたことがないのですが。

(事務局)

まず、最初の未届け事業者の督促の件ですが、名古屋市、豊橋市、一宮市、岡崎市、春日井市、豊田市の6市につきましては事務処理を委任しており、それ以外の市町村においては愛知県が事務を行っております。ですから、県と事務処理市を合せますと県内全域が網羅されておりますので、公共及び民間の施設で漏れというものはありません。次にもうひとつの御質問ですが、昨年度は意見聴取を豊田警察署と第2青い鳥学園で実施しまして、当課も意見聴取会に参加させていただきましたが、豊田警察署の場合ですと、地元の区長さんなり、豊田警察署の方が利用者もしくは利害関係者にお声掛けをしていただきまして、高齢者の方や障害者の方など多数の方に来ていただき御意見をいただいております。人にやさしい街づくりの推進に関する条例の整備基準以外に、こうするもう少しと使いやすいという意見などがありました。県が新築するもので2000㎡を超える施設においては意見聴取を行うように努めることとなっておりますが、県に限らず市町村や民間の建物においても実施していただきたいと思っています。意見聴取については施策の中にもありますように、意見聴取の促進及びコーディネーター登録制度の創設というものがあり、今後取り組みを行っていき、民間の建物を含め意見聴取が積極的に行われるよう働きかけを行っていきたいと考えています。

(委員長)

今回、2件の意見聴取が資料にあります。本来なら意見聴取を行わないといけないものがなされていないというのはありますか。

(事務局)

推進委員会を開催する前に、庁内の各部局にアンケートを実施しておりまして、今年度2,000㎡を超えるような設計や工事があるかどうかについて調査をかけています。意見聴取については実施する時期というものがあり、基本構想、基本設計、実施設計、工事といった大きく4つの時期があり、本来は全ての時期で行うのがベストですが、なかなか、そこまではやれないことから一般的に多いのが実施設計時で、設計を完了する前に意見聴取を実施されることが一般的です。

(委員)

不適合がある施設について私も気になっておりまして、先ほど言われたとおりにどうそこを改善していくのか、いろいろな試みが考えられると思います。原因を調べて検証するというのは、「なるほど」と思いまして、指導される時に先ほどもあったように、「こんな条例があったのですか」という話になって、なんとなく原因がわかることがあるのかなと思います。そこで不適合事業者への任意調査をして、何故に不適合だったのか、「知らなかった」だとか、それ以外の理由は何かを調査をして、これをこの推進委員会の場に出していただいて審議をするだとか、また、現状では違反者を公表するというところまでは行ってないと思いますので、委員会の中で幾つか事業者名を出すというというのも、結局公表と同じでないかと思います。とりあえず、特定されない形で原因分析をされて、この委員会に出していただいて、できる限り対策を議論していくことはできることなのかなというのが一つです。それともう一つ、前回の会議の時も気になっていて、建築確認が民間化されている中で、条例自体を知らないというケースが多かったものですから、最初にどれだけ知

らせられるかというのは大事なことでありと改めて思いました。後になって不適合になり知らなかったということで指導する手間を考えると、最初の民間確認機関の段階で窓口にチラシを置いてもらうだけではなく、指導権限はないかもしれませんが、配布までは義務的にやってもらう協力を何とかお願いできないものかと思えます。最初の所でそこまでやって、後での指導の場面での負担を減らすか、どちらで働きかけるかということで、チラシを置くだけでは弱いのかなと思いました。

(事務局)

民間確認機関の件ですが、建築基準法の関係規定であれば条例を守らないと確認は下ろすことができないため、民間確認機関も設計者に対して指導ができるのですが、お願いはしてみました、それ以上は難しいということでした。ただ、事業者の方もバリアフリー対策が全くされていないということではなく、あと一つ、二つやれば適合するというのがやれないというのが多いです。条例ができた当時のような何も整備をやってない、単に届出だけ提出しましたというのは非常に少ないです。また、チェーン店などは標準設計になっているものが多く、毎回同じ箇所では不適合になるため、その部分を改善すれば全ての物件が適合するというものもあります。よって、公表というと大変なことですので、公表をしないとイケないほど悪質なものというのはほとんどありません。

(委員)

私も公表までとは思っておりませんし、今の条例の趣旨にありますように指導型というか、いい事例をできるだけホームページに載せることで公表していくということで誘導していくという形だと思いますので、そこまでを求めている訳ではありません。ですから、先ほどの不適合もいろいろなものがあり、惜しいものもあるということでしたので、中味を詳細に知らせていただいて議論できればいいと思いました。

(事務局)

不適合の施設の状況について、何人かの委員の方から、もう少し突っ込んで調べていけばどうかという御意見をいただきましたので、第2回推進委員会に向けて少し調査をしていきたいと思えます。あと、先ほど事務局が述べたとおり、設計者の方々が必ずしも愛知県の状況を御存知でないということもあるかもしれませんので、調べるにあたっては、その不適合の物件について、誰が設計されたのか、また誰が建築主なのか、両方の観点で調べてみるのが必要だということと、あとは建築主と設計事務所がどの程度コミュニケーションを行った結果として、整備基準に適合させるのが難しいから今回はこのあたりのバリアフリー水準で手を打つというか、どこで断念というか判断をされたのかという辺りが尋ねる時のポイントになるかと自分なりに思えますので、もし今日この場でも別の場でも結構ですので、不適合の物件についていろいろと調査をするにあたって、こういうことに配慮して調査をしてはどうかという御意見を頂けましたら幸いです。

(委員長)

この件につきましては、大変良い意見だったと思えますので、是非、悪い方の事例のリサーチをしていただいて、原因追究ということができる範囲でよいかと思えますのでお願いしたいと思えます。

(委員)

今議論がありましたことを私も申し上げておきたいと思ったところです。さらに申し上げますと、悪い方を調べていただくのも結構ですが、不適合の表示の問題もゼロ百、ゼロ一の表示ではなくて、事業者も努力はしているので、不適合割合をある程度指標をもって評価してあげないと、やっていただいた方に失礼ではないかなと思いますので、内容を調べるのと同時に表示の仕方についても、もう少し工夫していただいた方がいいと思います。国が出していますいろいろな施設のバリアフリー化の統計も、基準に完全適合のバリアフリーがいくつかと、それから実質的には解消されているとか、この部分は必ず係員がいてやりますというのもありますので、もう少し実質的な意味で救ってあげれば不適合ももう少し何とかなるのではないかと思いますし、逆にそういったことを公表していくことによって、バリアフリーとか人にやさしい街づくりというのは社会のプロセスをどう作り上げるかということが根底になればいけないと思いますので、そういったところにも役立つのではないかと考えております。適合の問題ですが、このグラフだけ見ますとこういう状況ですが、基準が変わっておりますので、恐らく過去の適合は今の基準でいくと不適合になっているはずですが、そういう意味での適合証の交付というものがなかなかしづらい、これが現実ではないかと思います。愛知県から適合証をいただきましても基準が変わりますと不適合になりますので、その時にもし基準が変わって不適合でないかと言われたときにどう答えるのかということ、なかなか適合証の交付がしづらいというのが現実問題だろうと思われまます。ですから、平成7年から9年の条例施行後の受理と適合が極めて近いのは、やはり内容がまだまだ精査されていない段階で荒いものではなかったのかと思います。それが離れていくというのは、先ほどの問題に関わりますが、細かいところまでかなり配慮するようになった結果、どうしても1つ2つと対応できない項目が発生していることによるものと思います。

### (3) 人にやさしい街づくりの推進における平成25年度の実施施策について（報告）

(委員)

障害者差別解消法案が国会で審議されています。ちょうど、今日この時間に衆議院内閣委員会で議論されて、今日採決されるといわれているものです。この中には、合理的配慮の不提供について地方公共団体の事務は義務規定になるそうです。実施が3年後の平成28年4月からですが、あと残り3年あると言えはありますが、残り3年しかないというところでは早く準備をしていただかないといけないと思います。例えば身近な交番は何故か大抵段差があり、それも3段か4段くらいある。そして中に入れば、不在の時は電話のみということで、聴覚障害の方のためのファックスとか、そういうものも置いていない。そういうところで配慮を是非していただかないと、このままでは法律に抵触するかもしれないと思います。ですので、障害者差別解消法のことについて是非県として取組をしていただきたいと思います。

(事務局)

どうやって合理的配慮を読むのかというのは、ずっと先行しています人にやさしい街づくりを条例化した時も議論になっており、そういったところをこれからどうしていくかということになります。

す。法律なので県全体で対応するというのも一方ではあると思います。特に障害系の部局が音頭をとってこうしてやっていこうというのもあると思います。その一方で私どもは条例を有しながら、ずっとハード側でやってきていますので、その視点をもう一度見直すということをも、またやっていくことになるかと思えます。国がどのラインで水準を示してくるかは、これからということもありますが、先ほど挙げられたような交番の議論です。国が対象にしてくるか分かりませんが、大事な施設をどうしていくのか、当県は他の県とは違って全ての施設を対象にしておりますので、当然配慮するのが当たり前だと宣言をしている訳です。合理的配慮という言葉が改めて出たことをきっかけにして、それも使いながらもう一度やりなおすということになるかと思えます。

(委員)

望ましい整備指針の改正で、アンケートの実施というところに庁内各課室というものがありますが、ここにいただいた「人にやさしい街づくり推進委員会設置要領」にあります庁内調整会議構成員というところにアンケートをするということだと思いますが、よくわからないのは、例えば大規模小売店舗立地審議会というものが愛知県にもあると思います。あの指針は経済産業省が決めた基準でやっているのですが、その基準によりますと障害者用駐車場は整備していても、この望ましい指針に書かれたように、雨に濡れずに行けるような場所に必ずしも障害者駐車場を配置しなくても良いことになっています。最近の大規模小売店舗立地審議会の動きを見ていますと、今まで大型店でアーケード式の横断歩道が付いていたところが、もっとたくさん車が停めることができるようにアーケードを外して、駐車場幅を小さくして造ってきているというのが現状だと思います。そういう動きが片方であり、その時に望ましい整備指針というものがどれぐらい庁内で影響力を持っていけるかというところの問題もあるということをお考えなのですが、やはり福祉系の所は理解が進んでいるけれども、そうではないところは比較的理解がないのではないかと。そこに対する働きかけというのは国の最低限の基準をどう守るか、その基準が最低限ではなく最高限になってしまったりするところがあって、それが県の条例ということで、どこまで歯止めがかけられるのかというのを、少し愛知県の実情というものをお聞きしたいと思っています。

(事務局)

私どもの不勉強でして、現実に委員が御指摘いただいた大規模小売店舗立地審議会の関係の指針で、いろいろ今後のことを考えれば調整とか、県がもっと前に出ないといけない基準があることについて、あまり詳細な情報を手にしていない状況ですので、今回の望ましい整備指針を再度見直す良い局面ですので、その他にこんな指針もあるとか、県庁内でこういうところと調整がとれているか等を御示唆いただくとありがたいと思います。

また、本日はいくつかの有益な御意見ありがとうございました。先ほども皆さんの御指摘もありましたので、不適合がでてくる物件について不適合の度合いにもよりますが、そのひとつとして他県の建築士が知らないのではという思いがあります。これにつきましては調査をしまして、相当程度他県の建築士の方によるものが多いというデータが出てきましたら、建築士会や建築士事務所協会、またこういう団体の全国的組織もありますので、いろいろな県でバリアフリーだとか人にやさしい街づくりだとかの条例を持っていると思いますので、それについて確認申請の対象法令でないにしても、尊重してもらう方法について議論してもらうなどの働きかけをする必要があるのかと思

います。

(委員長)

広報に関する問題だとか、不適合物件の原因追究、その対応について、あるいは適合証の意味合  
いだとか、地域格差のことなど事務局の方で御検討していただきまして、人にやさしい街づくりの  
推進に向けて是非前向きに対応いただけるようお願いしたいと思います。